1　税率一覧表

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
県民税 個人	均等割 年　2,000円（1,500円） 〔あいち森と緑づくり税500円を含む〕 （　）の税率は、平成25年度まで適用 所得割 1．課税所得金額　$\frac{4}{100}$ （名古屋市に住所を有する者　$\frac{2}{100}$） 2．土地建物等の譲渡所得に対する税率 （1）長期譲渡所得 ア　優良住宅地等以外の譲渡所得　$\frac{2}{100}$ イ　優良住宅地等の譲渡所得 （ア）課税長期譲渡所得 2,000万円以下　$\frac{1.6}{100}$ （イ）課税長期譲渡所得 2,000万円超 32万円＋（課税長期譲渡所得－2,000万円）×$\frac{2}{100}$ ウ　その年の1月1日において所有期間が10年を超える一定の居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得 （ア）課税長期譲渡所得 6,000万円以下　$\frac{1.6}{100}$ （イ）課税長期譲渡所得 6,000万円超 96万円＋（課税長期譲渡所得－6,000万円）×$\frac{2}{100}$ （2）短期譲渡所得　$\frac{3.6}{100}$ 3．株式等に係る譲渡所得等に対する税率　$\frac{2}{100}$	左に同じ 左に同じ	1．賦課期日 1月1日 2．納期 個人の市町村民税と同じ	（減免） 個人の市町村民税に準ずる	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	配当割 支払を受ける一定の上場株式等配当等の額の　$\frac{5}{100}$ 株式等譲渡所得割 支払を受ける一定の特定口座における上場株式等の譲渡による所得等の額の　$\frac{5}{100}$	左に同じ 左に同じ	毎翌日10日 ただし、源泉徴収選択口座内配当等は翌年1月10日 翌年1月10日		
法人	均等割 1．資本金等の額（資本金の額又は資本準備金の額を加えた金額（保険業法に規定する相互会社にあっては純資産額））が50億円を超える法人（公共法人等を除く） 年　840,000円（800,000円） 2．資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人（公共法人等を除く） 年　567,000円（540,000円） 3．資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人（公共法人等を除く） 年　136,500円（130,000円） 4．資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人（公共法人等を除く） 年　52,500円（50,000円） 5．その他の法人 年　21,000円（20,000円） （　）の税率は、平成21年3月31日以前に開始する事業年度まで適用	左に同じ	法人税法による法人税の申告期限 公益法人等で均等割のみを課されるもの 4月30日	（減免） 下記のうち知事が必要と認める者 1．公益社団法人又は公益財団法人 2．地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体 3．特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人 4．天災その他特別の事情により被害を受けた者	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	法人税割 $\frac{1.8}{100}$ （資本金の額または出資金の額が１億円以下で、かつ、法人税額が年 1,500 万円以下のもの $\frac{1.0}{100}$）	左に同じ			
利子割	支払を受ける利子等の額の $\frac{5}{100}$	左に同じ	毎翌月 10 日		
事業税 個人	１．第一種事業　所得の $\frac{5}{100}$ ２．第二種事業　所得の $\frac{4}{100}$ ３．第三種事業 （１）法第 72 条の２第 10 項第５号及び７号に該当するもの 所得の $\frac{3}{100}$ （２）その他のもの 所得の $\frac{5}{100}$	左に同じ	第１期 ８月 31 日 第２期 11 月 30 日 年の中途において事業を廃止したとき 知事が定める日	（免除） １．生活保護法の規定による生活扶助又は生業扶助を受ける者 ２．過疎地域内において租税特別措置法第 12 条第４項の表の第１号の規定の適用を受ける設備であって、条例の規定によるもの ３．過疎地域内において畜産業又は水産業を行う者で条例の適用を受けるもの （減免） 下記のうち知事が必要と認める者 （１）天災その他特別の事情により被害を受けた者 （２）貧困により生活のため公私の扶助を受ける者 （３）法施行令第７条各号に掲げる障害者で生活が困難であるもの （４）（２）及び（３）以外の者で生活が困難であるため事業税の負担が著しく困難であるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
法人	別表１のとおり	別表２のとおり	別表３のとおり	（免除） 過疎地域内において租税特別措置法第 45 条第３項の表の第１号の規定の適用を受ける設備であって、条例の規定によるもの	
特別法人事業税	１．法人事業税所得金額課税法人 （１）外形標準課税対象法人 基準法人所得割額の $\frac{260}{100}$ （２）特別法人 基準法人所得割額の $\frac{34.5}{100}$ （３）上記以外の法人 基準法人所得割額の $\frac{37}{100}$ ２．法人事業税収入金額課税法人 （１）特定ガス供給業を行う法人 基準法人収入割額の $\frac{62.5}{100}$ $[\frac{30}{100}]$ （２）電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）を行う法人 基準法人収入割額の $\frac{40}{100}$ （３）上記以外の法人 基準法人収入割額の $\frac{30}{100}$ （［　］は令和４年３月 31 日以前に開始する事業年度に適用）	左に同じ $\frac{30}{100}$ $\frac{40}{100}$ $[\frac{30}{100}]$ $\frac{30}{100}$ （［　］は令和２年３月31日以前に開始する事業年度に適用）	法人事業税の納期に準ずる 令和元年 10 月１日以降に開始する事業年度に適用		
地方消費税	１．譲渡割 課税資産の譲渡等に係る消費税額の $\frac{22}{78}$	左に同じ	１．個人事業者 課税期間の翌年３月末日 ２．法人事業者 課税期間の末日の翌日から２か月		

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
	２．貨物割 課税貨物に係る消費税額の $\frac{22}{78}$	左に同じ	課税貨物を保税地域から引き取る日		
不動産取得税	価格の $\frac{4}{100}$ （平成 20 年４月１日から令和６年３月 31 日までの住宅又は土地の取得 $\frac{3}{100}$）	左に同じ	知事が定める日	（減免） 天災等により災害を受けた者等のうち知事が必要と認めるもの （免除） 過疎地域内において租税特別措置法第 12 条第４項の表の第１号又は第 45 条第３項の表の第１号の規定の適用を受ける家屋及びその敷地である土地であって、条例の規定によるもの	課税標準について 土地 10 万円未満 家屋（建築分） 23 万円未満 家屋（その他） 12 万円未満
県たばこ税	1,000 本につき 1,070 円	令和３年９月30日まで 1,000 本につき 1,000 円 令和３年10月１日以降 1,000 本につき 1,070 円	毎翌月末日	（免除） １．輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者に対する売渡し ２．本邦と外国との間を往来する本邦の船舶又は航空機に船用品又は機用品として積み込むための売渡し ３．品質悪変又は破損等のため販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄 ４．既にたばこ税を課された製造たばこの売渡し又は消費等	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
ゴルフ場利用税	１人１日につき １級　1,150 円　２級　1,100 円 ３級　950 円　４級　800 円 ５級　650 円　６級　500 円 ７級　400 円 （１．65 歳以上 70 歳未満の者の利用 ２．一定の競技会による利用 ３．早朝等の利用 以上に該当するものは２分の１の税率を適用）	左に同じ	毎翌月末日		
軽油引取税	１kℓにつき 32,100 円 （当分の間の税率 本則は１kℓにつき 15,000 円）	左に同じ	毎翌月末日	（減免） 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	
自動車税環境性能割	別表４のとおり	別表５のとおり	別表６のとおり		取得価額について 50 万円以下
自動車税種別割	別表７のとおり	別表８のとおり	別表９のとおり		
鉱区税	１．砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 （１）試掘鉱区 100 アール毎 年額　200 円 （２）採掘鉱区 100 アール毎 年額　400 円 ２．砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 100 アール毎　年額　200 円 ３．石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区 １の税率の $\frac{2}{3}$ （注）100 アール未満の端数は 100 アールとみなす。	左に同じ	１．賦課期日 ４月１日 ２．納期 ５月 15 日～５月 31 日	（減免） 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	

税目	税率	前年度の税率	納期	条例で定める免除及び減免事項	免税点
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$	左に同じ	１．賦課期日 １月１日 ２．納期 （１）第１期 ４月１日～ ４月30日 （２）第２期 ７月１日～ ７月31日 （３）第３期 12月１日～ 12月25日 （４）第４期 ２月１日～ ２月末日	（減免） 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの （免除） 過疎地域内において租税特別措置法第12条第４項の表の第１号又は第45条第３項の表の第１号の規定の適用を受ける償却資産で条例の規定によるもの	
狩猟税	別表10のとおり	左に同じ	１．賦課期日 狩猟者の登録を受ける日 ２．普通徴収の方法による場合の納期は知事が定める日	（減免） 下記のうち知事が必要と認めるもの １．天災その他特別の事情により被害を受けた者 ２．貧困により生活のため公私の扶助を受ける者	
産業廃棄物税	１．最終処分場に搬入する場合 重量１トンにつき　1,000円 ２．自らの産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する場合 重量１トンにつき　　500円	左に同じ	毎翌月末日	（減免） 天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち知事が必要と認めるもの	

別表１　法人事業税の税率（令和４年度）

区分	法人の種類	適用区分		税率　（　）は標準税率 令和２年４月１日～令和４年３年31日開始事業年度	税率　（　）は標準税率 令和４年４月１日～開始事業年度	標準税率が適用される法人
所得金額課税法人	普通法人 資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人 （公益法人等・人格のない社団等を含む）	所得割	年400万円以下の所得金額	3.65%（3.5%）		資本金の額又は出資金の額が１億円以下で、かつ、年所得5,000万円以下の法人（公益法人等及び人格のない社団等にあっては年所得5,000万円以下のもの）
			年400万円を超え年800万円以下の所得金額	5.519%（5.3%）		
			年800万円を超える所得金額	7.288%（7.0%）		
			資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、３以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人			
	特別法人 （協同組合・医療法人など）		年400万円以下の所得金額	3.65%（3.5%）		年所得5,000万円以下の法人
			年400万円を超える所得金額	5.098%（4.9%）		
			資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、３以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人			
収入金額課税法人	電気（下欄の事業を除く）・導管ガス供給業、保険業を行う法人	収入割	収入金額	1.039%（1.0%）		資本金の額又は出資金の額が１億円以下で、かつ、収入金額が年４億円以下の法人
	電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業）を行う法人		収入金額	0.789%（0.75%）		
		所得割		1.85%		－
		付加価値割		0.37%		－
		資本割		0.15%		－
	特定ガス供給業を行う法人	収入割		1.039%（1.0%）	0.519%（0.48%）	資本金の額又は出資金の額が１億円以下で、かつ、収入金額が年４億円以下の法人
		付加価値割		－	0.77%	－
		資本割		－	0.32%	－
外形標準課税対象法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人	所得割	年400万円以下の所得金額	0.514%（0.4%）	1.216%（1.0%）	適用なし
			年400万円を超え年800万円以下の所得金額	0.865%（0.7%）		
			年800万円を超える所得金額	1.216%（1.0%）		
			３以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人			
		付加価値割		1.2144%		
		資本割		0.506%		

別表２　法人事業税の税率（令和３年度）

区分	法人の種類	適用区分		税率　（　）は標準税率		標準税率が適用される法人
				令和元年10月１日～令和２年３年31日開始事業年度	令和２年４月１日～開始事業年度	
所得金額課税法人	普通法人 資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人 （公益法人等・人格のない社団等を含む）	所得割	年400万円以下の所得金額	3.65%（3.5%）		資本金の額又は出資金の額が１億円以下で、かつ、年所得5,000万円以下の法人（公益法人等及び人格のない社団等にあっては年所得5,000万円以下のもの）
			年400万円を超え年800万円以下の所得金額	5.519%（5.3%）		
			年800万円を超える所得金額	7.288%（7.0%）		
			資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、３以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人			
	特別法人 （協同組合・医療法人など）		年400万円以下の所得金額	3.65%（3.5%）		年所得5,000万円以下の法人
			年400万円を超える所得金額	5.098%（4.9%）		
			資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、３以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人			
収入金額課税法人	電気（下欄の事業を除く）・ガス供給業、保険業を行う法人	収入割	収入金額	1.039%（1.0%）		資本金の額又は出資金の額が１億円以下で、かつ、収入金額が年４億円以下の法人
	電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等）を行う法人		収入金額	1.039%（1.0%）	0.789%（0.75%）	
		所得割		－	1.85%	－
		付加価値割		－	0.37%	－
		資本割		－	0.15%	－
外形標準課税対象法人	各事業年度末の資本金の額又は出資金の額が１億円を超える法人	所得割	年400万円以下の所得金額	0.514%（0.4%）		適用なし
			年400万円を超え年800万円以下の所得金額	0.865%（0.7%）		
			年800万円を超える所得金額	1.216%（1.0%）		
			３以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人			
		付加価値割		1.2144%		
		資本割		0.506%		

別表３　法人事業税の納期

１．法第72条の25第１項、法第72条の28第１項又は第72条の29第１項の法人	各事業年度終了の日から２月以内
〔申告期限の延長〕	
１．災害その他やむを得ない理由により決算が確定しない場合	知事が指定した日まで
２．定款等の定めによる等の理由により決算について定時総会が招集されない場合	
（１）定款等の定めにより事業年度終了の日から２月以内に定時総会が招集されない場合	３月以内
（２）会計監査人がおり、かつ、定款等の定めにより事業年度終了の日から３月以内に定時総会が招集されない場合	３月を超え６月を超えない範囲で指定する月数
（３）特別の事情により事業年度終了の日から３月以内に定時総会が招集されない場合	３月を超える指定する月数
３．通算法人の定款等の定めによる等の理由により期限までに申告納付することができない場合	
（１）定款等の定めにより事業年度終了の日から２月以内に定時総会が招集されない場合等	４月以内
（２）会計監査人がおり、かつ、定款等の定めにより事業年度終了の日から４月以内に定時総会が招集されない場合	４月を超え６月を超えない範囲で指定する月数
（３）特別の事情により事業年度終了の日から４月以内に定時総会が招集されない場合等	４月を超える指定する月数
２．法第72条の26第１項の法人	事業年度開始の日から６月を経過した日から２月以内
３．法第72条の29第３項の法人	各事業年度終了の日から１月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、行われる日の前日まで）

別表４　自動車税環境性能割の税率（令和４年度）

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準		自動車税環境性能割 自家用	自動車税環境性能割 営業用	軽自動車税環境性能割 自家用	軽自動車税環境性能割 営業用
電気自動車（燃料電池車を含む）	－	－		０％		０％	
天然ガス（ＣＮＧ）自動車	平成 30 年排出ガス基準適応（3.5t 以下の自動車）又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成						
プラグインハイブリッド自動車	－						
クリーンディーゼル乗用車	平成 30 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準適合	令和 12 (2030) 年度燃費基準（※）	85%達成			２％	
			75%達成				
			65%達成				
			60%達成				
	上記以外			３％	２％		
ガソリンハイブリッド乗用車 ＬＰＧ乗用車 ガソリン乗用車	★★★★ 平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成	令和 12 (2030) 年度燃費基準（※）	85%達成	０％		０％	
			75%達成	１％			
			65%達成	２％	０.５％	１％	０.５％
			60%達成		１％		
			55%達成	３％	２％	２％	１％
	上記以外						２％
ガソリンハイブリッドバス（2.5 トン以下） ガソリンバス（2.5 トン以下）	★★★★ 平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成	令和２（2020）年度燃費基準	＋５％	０％		－	
			達成車	１％	０.５％		
		平成 27 (2015) 年度燃費基準	＋15％	２％	１％		
	上記以外			３％	２％		
ガソリンハイブリッドトラック（2.5 トン以下） ガソリントラック（2.5 トン以下）	★★★★ 平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成	平成 27 (2015) 年度燃費基準	＋25％	０％		０％	
			＋20％	１％	０.５％	１％	０.５％
			＋15％	２％	１％	２％	１％
	上記以外			３％	２％		２％
ガソリンハイブリッドバス（2.5 トン超～3.5 トン以下） ガソリンバス（2.5 トン超～3.5 トン以下）	★★★★ 平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成	平成 27 (2015) 年度燃費基準	＋15％	０％		－	
			＋10％	１％	０.５％		
			＋５％	２％	１％		
	★★★ 平成 30 年排出ガス基準 25%低減達成又は平成 17 年排出ガス基準 50%低減達成	令和２（2020）年度燃費基準	達成車	０％			
		平成 27 (2015) 年度燃費基準	＋15％	１％	０.５％		
			＋10％	２％	１％		
	上記以外			３％	２％		

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準		自動車税環境性能割 自家用	自動車税環境性能割 営業用	軽自動車税環境性能割 自家用	軽自動車税環境性能割 営業用
ディーゼルハイブリッドバス（2.5 トン超～3.5 トン以下） ディーゼルバス（2.5 トン超～3.5 トン以下）	平成 30 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成	平成 27 (2015) 年度燃費基準	＋15％	０％		－	
			＋10％	１％	０.５％		
			＋５％	２％	１％		
	平成 21 年排出ガス基準適合	令和２（2020）年度燃費基準	達成車	０％			
		平成 27 (2015) 年度燃費基準	＋15％	１％	０.５％		
			＋10％	２％	１％		
	上記以外			３％	２％		
ガソリンハイブリッドトラック（2.5 トン超～3.5 トン以下） ガソリントラック（2.5 トン超～3.5 トン以下）	★★★★ 平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成	平成 27 (2015) 年度燃費基準	＋15％	０％			
			＋10％	１％	０.５％		
			＋５％	２％	１％		
	★★★ 平成 30 年排出ガス基準 25%低減達成又は平成 17 年排出ガス基準 50%低減達成		＋20％	０％			
			＋15％	１％	０.５％		
			＋10％	２％	１％		
	上記以外			３％	２％		
ディーゼルハイブリッドトラック（2.5 トン超～3.5 トン以下） ディーゼルトラック（2.5 トン超～3.5 トン以下）	平成 30 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成	平成 27 (2015) 年度燃費基準	＋15％	０％			
			＋10％	１％	０.５％		
			＋５％	２％	１％		
	平成 21 年排出ガス基準適合		＋20％	０％			
			＋15％	１％	０.５％		
			＋10％	２％	１％		
	上記以外			３％	２％		
ディーゼルハイブリッドバス・トラック（3.5 トン超） ディーゼルバス・トラック（3.5 トン超）	平成 28 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成	平成 27 (2015) 年度燃費基準	＋10％	０％			
			＋５％	１％	０.５％		
			達成車	２％	１％		
	上記以外			３％	２％		

※　令和２（2020）年度燃費基準達成車に限る。

○　バリアフリー・ＡＳＶ特例（新車新規登録に限る）

対象自動車	控除額	対象期間
ノンステップバス	1,000 万円	令和３年４月１日から令和５年３月 31 日まで
リフト付きバス（乗車定員 30 人以上の空港バス）	800 万円	
リフト付きバス（乗車定員 30 人以上）	650 万円	
リフト付きバス（乗車定員 30 人未満）	200 万円	
ユニバーサルデザインタクシー	100 万円	
側方衝突警報装置を搭載した８トン超のトラック（被けん引車を除く。）	175 万円	

別表５　自動車税環境性能割の税率（令和３年度）

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準		自動車税環境性能割 自家用	自動車税環境性能割 営業用	軽自動車税環境性能割 自家用	軽自動車税環境性能割 営業用
電気自動車（燃料電池車を含む）	－	－		０％		０％	
天然ガス（ＣＮＧ）自動車	平成 30 年排出ガス基準適合（3.5t 以下の自動車）又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成						
プラグインハイブリッド自動車	－						
クリーンディーゼル乗用車	平成 30 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準適合					２％（１％）	２％
ガソリンハイブリッド乗用車 ＬＰＧ乗用車 ガソリン乗用車	★★★★ 平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成	令和 12（2030）年度燃費基準（※）	85%達成	０％		０％	
			75%達成	１％（０％）			
			65%達成	２％（１％）	0.5%	１％（０％）	0.5%
			60%達成		１％		
			55%達成	３％（２％）	２％	２％（１％）	１％
	上記以外						２％
ガソリンハイブリッドバス（2.5 トン以下） ガソリンバス（2.5 トン以下）	★★★★ 平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成	令和２（2020）年度燃費基準	＋５％	０％		－	
			達成車	１％	0.5%		
		平成 27（2015）年度燃費基準	＋15%	２％	１％		
	上記以外			３％	２％		
ガソリンハイブリッドトラック（2.5 トン以下） ガソリントラック（2.5 トン以下）	★★★★ 平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成	平成 27（2015）年度燃費基準	＋25%	０％		０％	
			＋20%	１％	0.5%	１％	0.5%
			＋15%	２％	１％	２％	１％
	上記以外			３％	２％		２％
ガソリンハイブリッドバス（2.5 トン超～3.5 トン以下） ガソリンバス（2.5 トン超～3.5 トン以下）	★★★★ 平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成	平成 27（2015）年度燃費基準	＋15%	０％		－	
			＋10%	１％	0.5%		
			＋５％	２％	１％		
	★★★ 平成 30 年排出ガス基準 25%低減達成又は平成 17 年排出ガス基準 50%低減達成	令和２（2020）年度燃費基準	達成車	０％			
		平成 27（2015）年度燃費基準	＋15%	１％	0.5%		
			＋10%	２％	１％		
	上記以外			３％	２％		

対象自動車の区分	排出ガス要件	燃費基準		自動車税環境性能割 自家用	自動車税環境性能割 営業用	軽自動車税環境性能割 自家用	軽自動車税環境性能割 営業用
ディーゼルハイブリッドバス（2.5 トン超～3.5 トン以下） ディーゼルバス（2.5 トン超～3.5 トン以下）	平成 30 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成	平成 27（2015）年度燃費基準	＋15%	０％		－	
			＋10%	１％	0.5%		
			＋５％	２％	１％		
	平成 21 年排出ガス基準適合	令和２（2020）年度燃費基準	達成車	０％			
		平成 27（2015）年度燃費基準	＋15%	１％	0.5%		
			＋10%	２％	１％		
	上記以外			３％	２％		
ガソリンハイブリッドトラック（2.5 トン超～3.5 トン以下） ガソリントラック（2.5 トン超～3.5 トン以下）	★★★★ 平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成	平成 27（2015）年度燃費基準	＋15%	０％			
			＋10%	１％	0.5%		
			＋５％	２％	１％		
	★★★ 平成 30 年排出ガス基準 25%低減達成又は平成 17 年排出ガス基準 50%低減達成		＋20%	０％			
			＋15%	１％	0.5%		
			＋10%	２％	１％		
	上記以外			３％	２％		
ディーゼルハイブリッドトラック（2.5 トン超～3.5 トン以下） ディーゼルトラック（2.5 トン超～3.5 トン以下）	平成 30 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成	平成 27（2015）年度燃費基準	＋15%	０％			
			＋10%	１％	0.5%		
			＋５％	２％	１％		
	平成 21 年排出ガス基準適合	平成 27（2015）年度燃費基準	＋20%	０％			
			＋15%	１％	0.5%		
			＋10%	２％	１％		
	上記以外			３％	２％		
ディーゼルハイブリッドバス・トラック（3.5 トン超） ディーゼルバス・トラック（3.5 トン超）	平成 28 年排出ガス基準適合又は平成 21 年排出ガス基準 10%低減達成	平成 27（2015）年度燃費基準	＋10%	０％			
			＋５％	１％	0.5%		
			達成車	２％	１％		
	上記以外			３％	２％		

※　令和２年度燃費基準達成車に限る。

※　（　）は軽減税率（令和元年 10 月１日から令和３年 12 月 31 日に自家用乗用車を購入する場合に適用）

○　バリアフリー・ＡＳＶ特例（新規新車登録に限る）

<table>
<tr><th colspan="2">対象自動車</th><th>控除額</th><th>対象期間</th></tr>
<tr><td colspan="2">ノンステップバス</td><td>1,000 万円</td><td rowspan="5">令和３年４月１日から
令和５年３月 31 日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">リフト付きバス（乗車定員 30 人以上の空港バス）</td><td>800 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">リフト付きバス（乗車定員 30 人以上）</td><td>650 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">リフト付きバス（乗車定員 30 人未満）</td><td>200 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">ユニバーサルデザインタクシー</td><td>100 万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置、車線逸脱警報装置及び側方衝突警報装置を搭載した８トン超 20 トン以下のトラック（けん引車及び被けん引車を除く。）</td><td>525 万円</td><td rowspan="4">令和３年４月１日から
令和３年 10 月 31 日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">衝突被害軽減ブレーキ及び車線逸脱警報装置を搭載した５トン以下のバス等</td><td rowspan="3">350 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">衝突被害軽減ブレーキ、車両安定性制御装置及び側方衝突警報装置を搭載した</td><td>５トン超 12 トン以下のバス等</td></tr>
<tr><td>3.5 トン超８トン以下のトラック
（けん引車及び被けん引車を除く。）</td></tr>
<tr><td>８トン超 20 トン以下のトラック
（けん引車及び被けん引車を除く。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">側方衝突警報装置を搭載した８トン超のトラック（被けん引車を除く。）</td><td>175 万円</td><td>令和３年４月１日から
令和５年３月 31 日まで</td></tr>
</table>

※　「バス等」は、専ら人の運送の用に供する自動車で乗車定員 10 人以上のもの（立席を有するものを除く。）のことをいう。

別表６　自動車税環境性能割の納期及び条例で定める免除及び減免事項

<table>
<tr><th>納期</th><th>条例で定める免除及び減免事項</th></tr>
<tr><td>申告納付
１．道路運送車両法第７条＜新規登録＞の規定による登録がされる自動車に係る自動車の取得　登録又は届出の時
２．道路運送車両法第 13 条＜移転登録＞の規定による登録を受けるべき自動車の取得　登録を受けるべき事由があった日から 15 日を経過する日
３．その他の自動車の取得　取得の日から 15 日を経過する日</td><td>（減免）
次の各号に該当する者のうち知事が必要と認めるもの
１．天災その他特別の事情により滅失又は損壊した自動車に代わるものと認められる自動車の取得
２．取得した自動車が、その取得の直後に天災その他特別の事情により滅失又は損壊した場合における当該自動車の取得
３．身体障害者又は精神障害者等が、自ら運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得
４．重度身体障害者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転する自動車を取得した場合（重度身体障害者で年齢 18 歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が当該自動車を取得した場合を含む。）における当該自動車の取得
５．身体障害者又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者等が、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。）が運転する自動車を取得した場合における当該自動車の取得
６．構造上身体障害者の利用に供するためのものと認められる自動車の取得
７．専ら身体障害者が運転するための構造変更がなされた自動車の取得
８．医療法に規定する公的医療機関の開設者が救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車を取得した場合における当該自動車の取得</td></tr>
</table>

別表７　自動車税種別割の税率（年税額）（令和４年度）

				自家用				営業用			
				標準税率		重課	軽課	標準税率	重課	概ね75%軽課	概ね50%軽課
				令和元年９月以前に新車新規登録した場合	令和元年10月以降に新車新規登録した場合						
乗用車	電気自動車（燃料電池車を含む）			29,500	25,000		6,500	7,500		2,000	4,000
乗用車	総排気量　１ℓ以下			29,500	25,000	33,900	6,500	7,500	8,600	2,000	4,000
乗用車	総排気量　１ℓ超～1.5ℓ以下 ロータリーエンジンを原動機とするもの 総 容 積　３分の２超１ℓ以下			34,500	30,500	39,600	8,000	8,500	9,700	2,500	4,500
乗用車	総排気量　1.5ℓ超～２ℓ以下 ロータリーエンジンを原動機とするもの 総 容 積　１ℓ超３分の４ℓ以下			39,500	36,000	45,400	9,000	9,500	10,900	2,500	5,000
乗用車	総排気量　２ℓ超～2.5ℓ以下			45,000	43,500	51,700	11,000	13,800	15,800	3,500	7,000
乗用車	総排気量　2.5ℓ超～３ℓ以下			51,000	50,000	58,600	12,500	15,700	18,000	4,000	8,000
乗用車	総排気量　３ℓ超～3.5ℓ以下			58,000	57,000	66,700	14,500	17,900	20,500	4,500	9,000
乗用車	総排気量　3.5ℓ超～４ℓ以下			66,500	65,500	76,400	16,500	20,500	23,500	5,500	10,500
乗用車	総排気量　４ℓ超～4.5ℓ以下			76,500	75,500	87,900	19,000	23,600	27,100	6,000	12,000
乗用車	総排気量　4.5ℓ超～６ℓ以下			88,000	87,000	101,200	22,000	27,200	31,200	7,000	14,000
乗用車	総排気量　６ℓ超			111,000	110,000	127,600	27,500	40,700	46,800	10,500	20,500
トラック	貨客兼用車	総排気量　１ℓ以下 最大積載量　１ｔ以下		13,200		14,500	3,300	10,200	11,200	3,000	
トラック	貨客兼用車	総排気量　１ℓ以下 最大積載量　１ｔ超２ｔ以下		16,700		18,300	4,300	12,700	14,000	3,500	
トラック	貨客兼用車	総排気量 １ℓ超1.5ℓ以下 最大積載量 １ｔ以下	ロータリーエンジンを原動機とするもの 総容積　３分の２ℓ超１ℓ以下	14,300		15,700	3,600	11,200	12,300	3,200	
トラック	貨客兼用車	総排気量 １ℓ超1.5ℓ以下 最大積載量 １ｔ超２ｔ以下	ロータリーエンジンを原動機とするもの 総容積　３分の２ℓ超１ℓ以下	17,800		19,500	4,600	13,700	15,100	3,700	
トラック	貨客兼用車	総排気量 1.5ℓ超 最大積載量 １ｔ以下	ロータリーエンジンを原動機とするもの 総容積　１ℓ超	16,000		17,600	4,000	12,800	14,000	3,600	
トラック	貨客兼用車	総排気量 1.5ℓ超 最大積載量 １ｔ超２ｔ以下	ロータリーエンジンを原動機とするもの 総容積　１ℓ超	19,500		21,400	5,000	15,300	16,800	4,100	
トラック	貨客兼用車	総排気量 1.5ℓ超 最大積載量 ２ｔ超３ｔ以下	ロータリーエンジンを原動機とするもの 総容積　１ℓ超	24,000		26,400	6,000	18,300	20,100	4,600	
トラック	最大積載量　１ｔ以下			8,000		8,800	2,000	6,500	7,100	2,000	
トラック	最大積載量　１ｔ超～２ｔ以下			11,500		12,600	3,000	9,000	9,900	2,500	
トラック	最大積載量　２ｔ超～３ｔ以下			16,000		17,600	4,000	12,000	13,200	3,000	
トラック	最大積載量　３ｔ超～４ｔ以下			20,500		22,500	5,500	15,000	16,500	4,000	
トラック	最大積載量　４ｔ超～５ｔ以下			25,500		28,000	6,500	18,500	20,300	5,000	
トラック	最大積載量　５ｔ超～６ｔ以下			30,000		33,000	7,500	22,000	24,200	5,500	
トラック	最大積載量　６ｔ超～７ｔ以下			35,000		38,500	9,000	25,500	28,000	6,500	
トラック	最大積載量　７ｔ超～８ｔ以下			40,500		44,500	10,500	29,500	32,400	7,500	
トラック	最大積載量　８ｔ超～９ｔ以下			46,800		51,400	12,100	34,200	37,500	8,700	
トラック	最大積載量　９ｔ超～10ｔ以下			53,100		58,300	13,700	38,900	42,600	9,900	
トラック	最大積載量　10ｔ超～11ｔ以下			59,400		65,200	15,300	43,600	47,700	11,100	
トラック	最大積載量　11ｔ超～12ｔ以下			65,700		72,100	16,900	48,300	52,800	12,300	
トラック	最大積載量　12ｔ超～13ｔ以下			72,000		79,000	18,500	53,000	57,900	13,500	
トラック	最大積載量　13ｔ超～14ｔ以下			78,300		85,900	20,100	57,700	63,000	14,700	
トラック	最大積載量　14ｔ超～15ｔ以下			84,600		92,800	21,700	62,400	68,100	15,900	
トラック	最大積載量　15ｔ超～16ｔ以下			90,900		99,700	23,300	67,100	73,200	17,100	
トラック	けん引自動車	小型自動車であるもの		10,200		11,200	3,000	7,500	8,200	2,000	
トラック	けん引自動車	普通自動車であるもの		20,600		22,600	5,500	15,100	16,600	4,000	
トラック	被けん引自動車	小型自動車であるもの		5,300				3,900			
トラック	被けん引自動車	普通自動車で最大積載量が８ｔ以下		10,200				7,500			
トラック	被けん引自動車	普通自動車で最大積載量が８ｔ超		10,200円に８ｔを超える１ｔまでごとに5,100円を加算				7,500円に８ｔを超える１ｔまでごとに3,800円を加算			

			自家用				営業用			
			標準税率		重課	軽課	標準税率	重課	概ね75%軽課	概ね50%軽課
			令和元年９月以前に新車新規登録した場合	令和元年10月以降に新車新規登録した場合						
バス	一般乗合用	乗車定員30人以下					12,000		3,000	
バス	一般乗合用	乗車定員30人超～40人以下					14,500		4,000	
バス	一般乗合用	乗車定員40人超～50人以下					17,500		4,500	
バス	一般乗合用	乗車定員50人超～60人以下					20,000		5,000	
バス	一般乗合用	乗車定員60人超～70人以下					22,500		6,000	
バス	一般乗合用	乗車定員70人超～80人以下					25,500		6,500	
バス	一般乗合用	乗車定員80人超					29,000		7,500	
バス	その他	乗車定員30人以下		33,000	36,300	8,500	26,500	29,100	7,000	
バス	その他	乗車定員30人超～40人以下		41,000	45,100	10,500	32,000	35,200	8,000	
バス	その他	乗車定員40人超～50人以下		49,000	53,900	12,500	38,000	41,800	9,500	
バス	その他	乗車定員50人超～60人以下		57,000	62,700	14,500	44,000	48,400	11,000	
バス	その他	乗車定員60人超～70人以下		65,500	72,000	16,500	50,500	55,500	13,000	
バス	その他	乗車定員70人超～80人以下		74,000	81,400	18,500	57,000	62,700	14,500	
バス	その他	乗車定員80人超		83,000	91,300	21,000	64,000	70,400	16,000	
小型三輪車				6,000	6,900	1,500	4,500	5,100	1,500	
特種用途自動車	霊きゅう車						10,100	11,600	3,000	
特種用途自動車	小型三輪車			6,000	6,900	1,500	4,500	5,100	1,500	
特種用途自動車	小型四輪車			13,200	14,500	3,300	10,200	11,200	3,000	
特種用途自動車	普通自動車			18,400	21,100	5,000	13,500	15,500	3,500	
特種用途自動車	キャンピング車	総排気量１ℓ以下	23,600	20,000	27,100	5,000				
特種用途自動車	キャンピング車	総排気量１ℓ超～1.5ℓ以下	27,600	24,400	31,700	6,500				
特種用途自動車	キャンピング車	総排気量1.5ℓ超～２ℓ以下	31,600	28,800	36,300	7,500				
特種用途自動車	キャンピング車	総排気量２ℓ超～2.5ℓ以下	36,000	34,800	41,400	9,000				
特種用途自動車	キャンピング車	総排気量2.5ℓ超～３ℓ以下	40,800	40,000	46,900	10,000				
特種用途自動車	キャンピング車	総排気量３ℓ超～3.5ℓ以下	46,400	45,600	53,300	11,500				
特種用途自動車	キャンピング車	総排気量3.5ℓ超～４ℓ以下	53,200	52,400	61,100	13,500				
特種用途自動車	キャンピング車	総排気量４ℓ超～4.5ℓ以下	61,200	60,400	70,300	15,500				
特種用途自動車	キャンピング車	総排気量4.5ℓ超～６ℓ以下	70,400	69,600	80,900	17,500				
特種用途自動車	キャンピング車	総排気量６ℓ超	88,800	88,000	102,100	22,000				

○　自動車税種別割のグリーン化税制

１．自動車税種別割の軽減

令和３（2021）年度に新車新規登録を受けた下表の自動車は、税率（年税額）が免除・軽減される。

軽減対象自動車の区分		営業用乗用車	その他
電気自動車（燃料電池車を含む）		全額免除	
プラグインハイブリッド自動車		全額免除	
天然ガス自動車 （平成21（2009）年排出ガス基準10%以上低減達成又は平成30（2018）年排出ガス基準適合）		概ね75%軽減	
ガソリン自動車・ＬＰＧ自動車 （平成30（2018）年排出ガス基準50%低減達成又は平成17（2005）年排出ガス基準75%低減達成）	令和12（2030）年度燃費基準90%達成	概ね75%軽減	対象外
クリーンディーゼル自動車 （平成21（2009）年排出ガス基準適合又は平成30（2018）年排出ガス基準適合）	令和12（2030）年度燃費基準70%達成	概ね50%軽減	対象外

※　電気自動車（燃料電池車を含む）・プラグインハイブリッド自動車に対する愛知県独自の課税免除制度

平成29（2017）年度から令和４（2022）年度までに新車新規登録を受けたものは、新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から５年度分が全額免除となる。

２．自動車税種別割の重課

令和４（2022）年４月１日現在において一定の自動車（一般乗合用バス、被けん引車、低公害車（電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車））を除き、初度登録年月日から 13 年を経過したガソリン車・ＬＰＧ車、11 年を経過したディーゼル車は、概ね税額が 15%（バス・トラックは概ね 10%）上乗せされる。

重課対象自動車の種類及び新車新規登録の時期		税率が重くなる年度
ガソリン車・ＬＰＧ車	平成 20（2008）年３月以前	すでに開始
（新車新規登録から 13 年を超えるもの）	平成 20（2008）年４月～平成 21（2009）年３月	令和４（2022）年度以降
ディーゼル車	平成 22（2010）年３月以前	すでに開始
（新車新規登録から 11 年を超えるもの）	平成 22（2010）年４月～平成 23（2011）年３月	令和４（2022）年度以降

別表８　自動車税種別割の税率（年税額）（令和３年度）

		自家用					営業用			
		標準税率		重課	概ね 75%軽課	概ね 50%軽課	標準税率	重課	概ね 75%軽課	概ね 50%軽課
		令和元年９月以前に新車新規登録した場合	令和元年10月以降に新車新規登録した場合							
乗用車	電気自動車（燃料電池車を含む）	29,500	25,000		6,500	12,500	7,500		2,000	4,000
乗用車	総排気量　１ℓ以下	29,500	25,000	33,900	6,500	12,500	7,500	8,600	2,000	4,000
乗用車	総排気量　１ℓ超～1.5ℓ以下 ロータリーエンジンを原動機とするもの 総 容 積　３分の２ℓ超１ℓ以下	34,500	30,500	39,600	8,000	15,500	8,500	9,700	2,500	4,500
乗用車	総排気量　1.5ℓ超～２ℓ以下 ロータリーエンジンを原動機とするもの 総 容 積　１ℓ超３分の４ℓ以下	39,500	36,000	45,400	9,000	18,000	9,500	10,900	2,500	5,000
乗用車	総排気量　２ℓ超～2.5ℓ以下	45,000	43,500	51,700	11,000	22,000	13,800	15,800	3,500	7,000
乗用車	総排気量　2.5ℓ超～３ℓ以下	51,000	50,000	58,600	12,500	25,000	15,700	18,000	4,000	8,000
乗用車	総排気量　３ℓ超～3.5ℓ以下	58,000	57,000	66,700	14,500	28,500	17,900	20,500	4,500	9,000
乗用車	総排気量　3.5ℓ超～４ℓ以下	66,500	65,500	76,400	16,500	33,000	20,500	23,500	5,500	10,500
乗用車	総排気量　４ℓ超～4.5ℓ以下	76,500	75,500	87,900	19,000	38,000	23,600	27,100	6,000	12,000
乗用車	総排気量　4.5ℓ超～６ℓ以下	88,000	87,000	101,200	22,000	43,500	27,200	31,200	7,000	14,000
乗用車	総排気量　６ℓ超	111,000	110,000	127,600	27,500	55,000	40,700	46,800	10,500	20,500
貨客兼用車	総排気量　１ℓ以下 最大積載量　１ｔ以下	13,200		14,500	3,300	6,600	10,200	11,200	3,000	5,300
貨客兼用車	総排気量　１ℓ以下 最大積載量　１ｔ超２ｔ以下	16,700		18,300	4,300	8,600	12,700	14,000	3,500	6,300
貨客兼用車	総排気量　１ℓ超1.5ℓ以下 最大積載量　１ｔ以下 ロータリーエンジンを原動機とするもの 総容積　３分の２ℓ超１ℓ以下	14,300		15,700	3,600	7,200	11,200	12,300	3,200	5,800
貨客兼用車	総排気量　１ℓ超1.5ℓ以下 最大積載量　１ｔ超２ｔ以下 ロータリーエンジンを原動機とするもの 総容積　３分の２ℓ超１ℓ以下	17,800		19,500	4,600	9,200	13,700	15,100	3,700	6,800
貨客兼用車	総排気量　1.5ℓ超 最大積載量　１ｔ以下 ロータリーエンジンを原動機とするもの 総容積　１ℓ超	16,000		17,600	4,000	8,000	12,800	14,000	3,600	6,700
貨客兼用車	総排気量　1.5ℓ超 最大積載量　１ｔ超２ｔ以下 ロータリーエンジンを原動機とするもの 総容積　１ℓ超	19,500		21,400	5,000	10,000	15,300	16,800	4,100	7,700
貨客兼用車	総排気量　1.5ℓ超 最大積載量　２ｔ超３ｔ以下 ロータリーエンジンを原動機とするもの 総容積　１ℓ超	24,000		26,400	6,000	12,000	18,300	20,100	4,600	9,200
トラック	最大積載量　１ｔ以下	8,000		8,800	2,000	4,000	6,500	7,100	2,000	3,500
トラック	最大積載量　１ｔ超～２ｔ以下	11,500		12,600	3,000	6,000	9,000	9,900	2,500	4,500
トラック	最大積載量　２ｔ超～３ｔ以下	16,000		17,600	4,000	8,000	12,000	13,200	3,000	6,000
トラック	最大積載量　３ｔ超～４ｔ以下	20,500		22,500	5,500	10,500	15,000	16,500	4,000	7,500
トラック	最大積載量　４ｔ超～５ｔ以下	25,500		28,000	6,500	13,000	18,500	20,300	5,000	9,500
トラック	最大積載量　５ｔ超～６ｔ以下	30,000		33,000	7,500	15,000	22,000	24,200	5,500	11,000
トラック	最大積載量　６ｔ超～７ｔ以下	35,000		38,500	9,000	17,500	25,500	28,000	6,500	13,000
トラック	最大積載量　７ｔ超～８ｔ以下	40,500		44,500	10,500	20,500	29,500	32,400	7,500	15,000
トラック	最大積載量　８ｔ超～９ｔ以下	46,800		51,400	12,100	23,700	34,200	37,500	8,700	17,400
トラック	最大積載量　９ｔ超～10t 以下	53,100		58,300	13,700	26,900	38,900	42,600	9,900	19,800
トラック	最大積載量　10t 超～11t 以下	59,400		65,200	15,300	30,100	43,600	47,700	11,100	22,200
トラック	最大積載量　11t 超～12t 以下	65,700		72,100	16,900	33,300	48,300	52,800	12,300	24,600
トラック	最大積載量　12t 超～13t 以下	72,000		79,000	18,500	36,500	53,000	57,900	13,500	27,000
トラック	最大積載量　13t 超～14t 以下	78,300		85,900	20,100	39,700	57,700	63,000	14,700	29,400
トラック	最大積載量　14t 超～15t 以下	84,600		92,800	21,700	42,900	62,400	68,100	15,900	31,800
トラック	最大積載量　15t 超～16t 以下	90,900		99,700	23,300	46,100	67,100	73,200	17,100	34,200
トラック	けん引自動車　小型自動車であるもの	10,200		11,200	3,000	5,500	7,500	8,200	2,000	4,000
トラック	けん引自動車　普通自動車であるもの	20,600		22,600	5,500	10,500	15,100	16,600	4,000	8,000
トラック	被けん引自動車　小型自動車であるもの	5,300					3,900			
トラック	被けん引自動車　普通自動車で最大積載量が８ｔ以下	10,200					7,500			
トラック	被けん引自動車　普通自動車で最大積載量が８ｔ超	10,200 円に８ｔを超える１ｔまでごとに 5,100 円を加算					7,500 円に８ｔを超える１ｔまでごとに 3,800 円を加算			

			自家用					営業用			
			標準税率		重課	概ね75%軽課	概ね50%軽課	標準税率	重課	概ね75%軽課	概ね50%軽課
			令和元年9月以前に新車新規登録した場合	令和元年10月以降に新車新規登録した場合							
バス	一般乗合用	乗車定員30人以下						12,000		3,000	6,000
		乗車定員30人超～40人以下						14,500		4,000	7,500
		乗車定員40人超～50人以下						17,500		4,500	9,000
		乗車定員50人超～60人以下						20,000		5,000	10,000
		乗車定員60人超～70人以下						22,500		6,000	11,500
		乗車定員70人超～80人以下						25,500		6,500	13,000
		乗車定員80人超						29,000		7,500	14,500
	その他	乗車定員30人以下	33,000		36,300	8,500	16,500	26,500	29,100	7,000	13,500
		乗車定員30人超～40人以下	41,000		45,100	10,500	20,500	32,000	35,200	8,000	16,000
		乗車定員40人超～50人以下	49,000		53,900	12,500	24,500	38,000	41,800	9,500	19,000
		乗車定員50人超～60人以下	57,000		62,700	14,500	28,500	44,000	48,400	11,000	22,000
		乗車定員60人超～70人以下	65,500		72,000	16,500	33,000	50,500	55,500	13,000	25,500
		乗車定員70人超～80人以下	74,000		81,400	18,500	37,000	57,000	62,700	14,500	28,500
		乗車定員80人超	83,000		91,300	21,000	41,500	64,000	70,400	16,000	32,000
小型三輪車			6,000		6,900	1,500	3,000	4,500	5,100	1,500	2,500
特種用途自動車	霊きゅう車							10,100	11,600	3,000	5,500
	小型三輪車		6,000		6,900	1,500	3,000	4,500	5,100	1,500	2,500
	小型四輪車		13,200		14,500	3,300	6,600	10,200	11,200	3,000	5,300
	普通自動車		18,400		21,100	5,000	9,500	13,500	15,500	3,500	7,000
	キャンピング車	総排気量1ℓ以下	23,600	20,000	27,100	5,000	10,000				
		総排気量1ℓ超～1.5ℓ以下	27,600	24,400	31,700	6,500	12,500				
		総排気量1.5ℓ超～2ℓ以下	31,600	28,800	36,300	7,500	14,500				
		総排気量2ℓ超～2.5ℓ以下	36,000	34,800	41,400	9,000	17,500				
		総排気量2.5ℓ超～3ℓ以下	40,800	40,000	46,900	10,000	20,000				
		総排気量3ℓ超～3.5ℓ以下	46,400	45,600	53,300	11,500	23,000				
		総排気量3.5ℓ超～4ℓ以下	53,200	52,400	61,100	13,500	26,500				
		総排気量4ℓ超～4.5ℓ以下	61,200	60,400	70,300	15,500	30,500				
		総排気量4.5ℓ超～6ℓ以下	70,400	69,600	80,900	17,500	35,000				
		総排気量6ℓ超	88,800	88,000	102,100	22,000	44,000				

○　自動車税種別割のグリーン化税制

1．自動車税種別割の軽減

令和２（2020）年度に新車新規登録を受けた下表の自動車は、税率（年税額）が免除・軽減される。

軽減対象自動車の区分		免除・軽減率
電気自動車（燃料電池車を含む）		全額免除
プラグインハイブリッド自動車		
天然ガス自動車 （平成21（2009）年排出ガス基準10%以上低減達成又は平成30（2018）年排出ガス基準適合）		概ね75%軽減 （令和３（2021）年度のみ）
クリーンディーゼル自動車 （平成21（2009）年排出ガス基準適合又は平成30（2018）年排出ガス基準適合）		
平成30（2018）年排出ガス基準50%低減達成 又は 平成17（2005）年排出ガス基準75%低減達成	令和２（2020）年度燃費基準＋30%達成	概ね75%軽減 （令和３（2021）年度のみ）
	令和２（2020）年度燃費基準＋10%達成	概ね50%軽減 （令和３（2021）年度のみ）

※　電気自動車（燃料電池車を含む）・プラグインハイブリッド自動車に対する愛知県独自の課税免除制度

平成28（2016）年度から令和４（2022）年度までに新車新規登録を受けたものは、新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から５年度分が全額免除となる。

2．自動車税種別割の重課

令和３（2021）年４月１日現在において一定の自動車（一般乗合用バス、被けん引車、低公害車（電気、天然ガス、メタノール、ガソリンハイブリッド自動車））を除き、初度登録年月日から13年を経過したガソリン車・ＬＰＧ車、11年を経過したディーゼル車は、概ね税額が15%（バス・トラックは概ね10%）上乗せされる。

重課対象自動車の種類及び新車新規登録の時期		税率が重くなる年度
ガソリン車・ＬＰＧ車 （新車新規登録から13年を超えるもの）	平成19（2007）年３月以前	すでに開始
	平成19（2007）年４月～平成20（2008）年３月	令和３（2021）年度以降
ディーゼル車 （新車新規登録から11年を超えるもの）	平成21（2009）年３月以前	すでに開始
	平成21（2009）年４月～平成22（2010）年３月	令和３（2021）年度以降

別表９　自動車税種別割の納期及び条例で定める免除及び減免事項

納期	条例で定める免除及び減免事項
１．賦課期日　４月１日 ２．納　　期　５月１日～５月31日 道路運送車両法第７条＜新規登録＞の規定による登録を賦課期日後翌年２月末日までの間に申請をしたとき　登録の申請をした日	（免除） １．商品であって使用しない自動車 ２．消防自動車及び救急自動車 ３．専ら公益の用に直接供する自動車で知事の認めるもの ４．平成29年度から令和４年度までの間に新車新規登録を受けた電気自動車及びプラグインハイブリット自動車 （減免） １．天災その他特別の事情により被害を受けた者のうち、知事が必要と認めるもの ２．身体障害者又は精神障害者等が所有する自動車で、当該身体障害者又は精神障害者等が運転するもののうち、知事が必要と認めるもの ３．重度身体障害者又は精神障害者等が所有する自動車（重度身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者が運転するもののうち、知事が必要と認めるもの ４．身体障害者又は精神障害者等のみで構成される世帯の重度身体障害者又は精神障害者等が所有する自動車で、当該重度身体障害者又は精神障害者等のために当該重度身体障害者又は精神障害者等を常時介護する者（当該重度身体障害者又は精神障害者等と生計を一にする者を除く。）が運転するもののうち、知事が必要と認めるもの （２～４については、いずれも障害者１人につき１台に限る。） ５．構造上身体障害者の利用に供するためのものと認められる自動車のうち、知事が必要と認めるもの ６．中古自動車販売業者が賦課期日において、商品として所有し、かつ、展示している自動車のうち、知事が必要と認めるもの

別表 10　狩猟税の税率

1．第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの　16,500 円

2．第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者　11,000 円

3．網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの　8,200 円

4．網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者　5,500 円

5．第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者　5,500 円

6．狩猟者登録を申請した日前１年以内に、愛知県内の区域において鳥獣による生活環境、農林水産又は生態系に係る被害の防止等の目的で、鳥獣保護法に基づく許可捕獲等に従事した者

平成 27（2015）年４月１日から令和６（2024）年３月 31 日までの登録

（1）１の税率の者　8,200 円　（2）２の税率の者　5,500 円　（3）３の税率の者　4,100 円　（4）４の税率の者　2,700 円

（5）５の税率の者　2,700 円

2　税制改正

税　目	主な改正事項
個人県民税	○　住宅ローン控除限度額の見直し ・令和４年度以後の所得税において住宅ローン控除の適用がある者（住宅の取得等をして令和４年から令和７年までの間に居住の用に供した者に限る。）のうち、当該年分の住宅ローン控除額から当該年分の所得税額（住宅ローン控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該残額に相当する額を当該年分の所得税の課税総所得金額等の額に５％を乗じて得た額（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で減額する。
法人事業税	○　ガス供給業に係る収入金額課税の見直し ・特定ガス供給業については、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって課する。 ・一般ガス供給業については、資本金の額または出資金の額（以下「資本金」という。）１億円超の普通法人にあっては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって、資本金１億円以下の普通法人等にあっては所得割額によって、それぞれ課する。 ・標準税率については以下のとおり。 １　特定ガス供給業 収入割　0.48% 付加価値割　0.77% 資本割　0.32% ２　一般ガス供給業 （1）資本金１億円超の普通法人 付加価値割　1.2% 資本割　0.5% 所得割　１% （2）資本金１億円以下の普通法人等 所得割　年400万円以下の所得　3.5% 所得割　年400万円超年800万円以下の所得　5.3% 所得割　年800万円超の所得　７% （3）特別法人 所得割　年400万円以下の所得　3.5% 所得割　年400万円超の所得　4.9% （注）令和４年４月１日以後に開始する事業年度から適用 ○　大法人に対する所得割の軽減税率の見直し ・付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により課される法人に係る所得割について、年400万円以下の所得の部分の0.4%の標準税率及び年400万円を超え年800万円以下の所得の部分の0.7%の標準税率を廃止するとともに、これらの部分の標準税率を１%とする等の所要の措置を講ずる。 ・令和４年４月１日以後に開始する事業年度から適用する。